

令和6年度「たかまつ市議会レポート」 レイアウト・イラスト・レタリング制作委託業務提案公募要領

1 実施目的

本業務は、市議会と市民の媒体である議会広報紙「たかまつ市議会レポート」のレイアウト・イラスト・レタリング制作等を委託するものであり、市民ニーズを捉え、見やすく、わかりやすく、親しみやすい紙面レイアウトを作成することにより、多くの市民が手に取り読んでもらえる議会広報紙を作成する。また、市民の市議会への関心をさらに高め、市民にとって市議会がより身近なものになることを目的とする。

なお、提案内容を総合的に判断し、本業務に最も適した事業者を選定するため、公募型プロポーザル方式により委託事業者の選定を行う。

2 業務委託の概要

(1) 業務名称

令和6年度「たかまつ市議会レポート」レイアウト・イラスト・レタリング制作委託業務

(2) 契約期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

(3) 発行予定日等

定例会号：8月1日号、11月1日号、令和7年2月1日号、令和7年5月1日号

臨時会号：7月1日号

※議会の日程によって変更になる場合がある。

(4) 「たかまつ市議会レポート」の規格・数量等

- ① 判 型 A3判 二つ折り（綴じ加工なし）
- ② ページ建て 定例会8ページ／臨時会4ページ
- ③ 紙 質 マットコート紙 総合評価値80以上 38.5kg
- ④ 活 字 14級ベース（原則として、ユニバーサルデザインに配慮したフォントを使用し、その書体の選択・大きさ・使い方に配慮すること。）
- ⑤ 刷 色 フルカラー、両面刷り（原則として色覚障がい者にも見やすいよう、カラーユニバーサルデザインに配慮した配色とすること。）
- ⑥ 数量（予定） 20万部（発行部数については、変更する場合がある。）

(5) 必須掲載内容

	必須掲載内容
定例会	<p>① 表紙</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「市議会レポート」ロゴ ・総括（開催期間、議決件数・内容等） ・写真（1～3枚程度）及び解説 ・市議会ホームページ QRコード ・イラスト（2点） <p>② 2ページ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特集記事及び記事に関する写真またはイラスト（4点程度） <p>③ 3～5ページ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・代表質問（質問者（顔写真含む）、主な質問内容、質問及び答弁の要旨）、質疑（質問者、質問及び答弁の要旨） ・各質問者のインターネット議会中継録画配信用QRコード <p>④ 6～8ページ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般質問（質問者（顔写真含む）、質問及び答弁の要旨、その他質問項目） ・各質問者のインターネット議会中継録画配信用QRコード <p>⑤ 8ページ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・賛否が分かれた議案等審議結果一覧 ・発行者名等 ・傍聴者への手話通訳、託児サービスの案内 <p>※なお、特集記事や一般質問者数により、掲載内容やページが変更となる場合がある。</p> <p>※写真：上記の他代表質問（1ページ当たり1点以上）</p> <p>※イラスト：代表質問（1ページ当たり1点以上） 一般質問（各質問1点）</p>
臨時会	<p>① 表紙</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「市議会レポート」ロゴ ・総括（開催日、議決件数・内容等） ・写真（3枚）と議長就任のあいさつ ・市議会ホームページ QRコード ・イラスト（2点） <p>② 2～3ページ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高松市議会議員名簿（常任委員会別） 顔写真、氏名、年齢、住所、電話番号、会派名、特別委員会名等 <p>③ 4ページ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会派の役員名簿 ・特別委員会名簿 ・議会運営委員会名簿 ・賛否が分かれた議案等審議結果一覧 ・発行者名等

※ページの割りつけは、変更可とする。

(6) 業務の内容

令和6年度「たかまつ市議会レポート」レイアウト・イラスト・レタリング制作委託業務仕様書
(以下「仕様書」という。) のとおり。

3 スケジュール

公募から業者選定までのスケジュール(概要)は以下のとおりとする。

内 容	日 時
本プロポーザルの公告	令和6年3月1日(金)
参加表明書等の提出期限	令和6年3月18日(月)午後4時
プロポーザルに対する質問期限	令和6年3月25日(月)午後4時
レイアウト案等の提出期限	令和6年4月12日(金)午後4時
業者決定及び審査結果の通知	令和6年4月下旬頃

4 参加資格

本プロポーザルの参加に当たっては、次に掲げる要件を全て満たしていることを条件とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当するものでないこと。
- (2) 破産法(平成16年法律第75号)第18条又は第19条の規定による破産手続開始の申立て(同法附則第3条に規定する申立てを含む。)、会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申立て(同法附則第2条に規定する申立てを含む。)又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (3) 本プロポーザルの公告の日から契約締結の日までの期間に、高松市指名停止等措置要綱(平成24年高松市公示403号)による指名停止を受けていないこと。
- (4) 本プロポーザルの参加表明書等の提出の時点において、国、都道府県、及び市区町村税の滞納がないこと。
- (5) 委託業務を適格に遂行するに足る能力(過去3年以内に国又は地方公共団体から、今回提案する内容と同等程度以上のレイアウト等制作に関する業務受託実績があり、かつ、履行した実績を有していること。また、その履行実績があることを証明できること)、当該業務遂行に必要な技術等を有し、かつ事業目的の達成、事業計画の遂行に必要な組織及び人員体制を有していること。
- (6) 次のアからエまでのいずれにも該当しないこと。

ア 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする団体

イ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反することを主たる目的とする団体

ウ 特定の公職(公職選挙法(昭和25年法律第100号)第3条に規定する公職をいう。)の候補者(該当候補者になろうとするものを含む。)若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする団体

エ 暴力団又は暴力団員若しくはその構成員等の統制の下にある者

5 参加表明書等提出について

(1) 本プロポーザルに参加を希望するものは、次のものを提出すること。

- ① 参加表明書（様式1）
- ② 会社概要書（様式2）
- ③ 「会社概要書（様式2）」に記載の業務実績を証明する契約書の写し。

※「令和5～7年物品・委託・役務の提供等競争入札参加資格者名簿」掲載業者でない場合は④～⑥を提出すること。

④ 国・都道府県・市区町村税の滞納がないということが証明できるもの（滞納がない旨の証明書又は納税証明書。写し可。ただし、提出日から1ヶ月以内に発行されたものに限る。）※都道府県・市区町村税の納税義務が複数ある場合は、香川県内のみで可。

⑤ 現在（履歴）事項全部証明書等

法人：現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書【コピー可】

令和6年2月1日以降発行分【法務局が証明するもの】

個人：住民票の写し【コピー可】

令和6年2月1日以降発行分【申請者の住所地における市町村で発行】

※ 本籍地、続柄及びマイナンバーの記載不要。

⑥ 委任状（様式3）

契約締結等に係る権限を営業所等の代表者に委任する場合に提出すること。

(2) 提出部数

各1部

(3) 提出方法

持参、又は郵送（配達記録が残る方法に限る。）により、「(5) 提出先」に提出すること。

(4) 提出期限

令和6年3月18日（月）午後4時まで

※受付時間は、提出期限までの市の執務時間内（土・日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日以外の日の午前8時30分から午後5時15分まで）とする。

※郵送の場合は、提出期限までに到着したものに限り受理する。なお、提出期限までに参加表明書が到着しなかった場合又は令和6年3月25日（月）までに参加資格を有する旨の通知を受けなかった場合は、レイアウト案等を提出することはできない。

(5) 提出先

高松市議会事務局 総務調査課 担当（久米・四宮）

〒760-8571 高松市番町1丁目8番15号

TEL 087-839-2808 FAX 087-839-2816

(6) 企画提案者の選定

企画提案の参加資格の有無については、令和6年3月25日（月）までに普通郵便で通知する。

(7) 参加表明後の辞退

参加表明書等を提出した後に、提案を辞退する場合は、辞退届（様式4）を提出すること。

(8) 使用印鑑

押印する場合の印鑑は、法人印（社印）は使用できない。代表者又は受任者の個人を特定する印鑑を使用すること。

また、押印する印鑑は、契約の締結、代金の請求等においても使用する印鑑とすること。加えて、押印した書類を訂正する場合は、訂正箇所には必ず押印すること。

6 質問の受付及び回答

(1) 質問

本プロポーザルに関する質問は質問票（様式5）により行うものとし、持参、郵送（配達記録が残る方法に限る。）、電子メールのいずれの方法でも可能とする。

また、質問の内容は、公募要領の記載内容、仕様書の記載内容及び参加表明書など各種様式の記載方法等に関するものに限ること。

なお、提出後は到達確認のため、総務調査課まで電話で報告すること。

(2) 質問の受付先

高松市議会事務局 総務調査課 担当（久米・四宮）

〒760-8571 高松市番町1丁目8番15号 (TEL 087-839-2808)

E-MAIL gikai@city.takamatsu.lg.jp

(3) 質問の受付期間

令和6年3月25日（月）午後4時まで

(4) 質問に対する回答

提出された質問と回答を取りまとめて、高松市議会ホームページへ掲載する。

(5) その他

提出期限までに到着しなかった質問票については回答しない。

なお、当該回答文書は、本要領に対して、追加又は修正したものとみなす。

7 市議会レポートレイアウト案等提出について

(1) 提出書類

本市から令和6年3月25日（月）までに本企画提案への参加資格を有する旨の通知を受けた者のうち、本企画提案への参加意思のある者は、次に掲げる市議会レポートレイアウト案及びレタリング案、イラスト案、企画書、見積書を提出すること。

① レイアウト案

ア 令和5年9月定例会秋号に対する、レイアウト案（割り付け、配色、文字サイズ、字体がわかるもの）を制作する。レイアウト案の提出サイズは A3判二つ折り（原物のとおり）とし、1社1案とする。なお、レイアウト案の制作費並びに提出に関する費用は提出者の負担とする。

※レイアウト案において、原稿の文字を全て挿入する必要はないが、代表質問、一般質問等の項目名は分かるようにすること。

※本公募要領2(5)必須掲載内容は、全て掲載する必要があるが、ページの割りつけは変更可とする。

※なお、本レイアウトは、令和5年9月定例会の内容であるため、契約締結後、新たに示す原稿に基づき、レイアウトを変更していただく必要がある。(原稿内容が変更となるため、項目数、字数等が変更となる。)

② レタリング案

ア 表紙における「たかまつ市議会レポート」のレタリング

③ イラスト案

ア 表紙における「高松らしさ・季節」を表現したイラスト

イ 一般質問「こどもまんなか応援サポーター」の質問及び答弁に対するイラスト

ウ その他代表質問の大項目(政治姿勢・行財政等)のイラストを挿入する場合は、当該イラスト

※イラスト案は、配色がわかるようにすること。

※なお、③イについて、本原稿は、令和5年9月定例会の原稿であるため、契約締結後、新たに示す原稿に基づき、イラストを作成していただく必要がある。(原稿内容が変更となるため。)

④ 企画書 ※様式自由

ア 仕様書を熟読の上、「8評価の項目と観点」に留意し、レイアウト・イラスト・レタリング案の特徴やコンセプト等を企画書に記載すること。

⑤ 見積書(様式6)

ア 提案上限額 285,120円(消費税及び地方消費税込み)

・この金額は、見積時の予定価格ではなく、提案内容の規模を示すためのものである。

・最終的な実施内容については、委託者と調整した上で決定することとする。

イ 見積書については、住所、商号又は名称、代表者氏名、見積金額、見積年月日を記入する。

なお、見積書の押印の義務付けを廃止したことから、押印に代えて責任者等の氏名及び連絡先の記載を可とする。押印のない見積書を提出する場合は、見積書の記載欄に、責任者(事務を担当する部門の長)の部署名及び氏名並びに担当者の部署名及び氏名をフルネームで記載し、更に連絡先として電話番号(固定電話。設置していない場合は携帯電話)を記載すること。訂正した場合は、訂正箇所近くの余白に訂正した者の氏名をフルネームで記載すること。

加えて、訂正した者が当初記載された担当者と異なる場合は、記載欄の担当者欄に、訂正した者の氏名をフルネームで追記すること。

また、押印する場合の印鑑は、法人印(社印)は使用できない。代表者又は受任者の個人を特定する印鑑を使用すること。また、押印する印鑑は、契約の締結、代金の請求等においても使用する印鑑とすること。

押印した見積書を訂正した場合は、訂正箇所を二重線で抹消し、当該箇所に必ず押印すること。ただし、押印の有無にかかわらず、いずれの方法であっても金額の訂正は認めない。

ウ 見積金額は、全ての発行予定号の総合計額とし、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税及び地方消費税率10%込の金額とすること。

(2) 提出部数

各1部

(3) 提出方法

持参又は郵送（配達記録が残る方法に限る。）により、「(5) 提出先」に提出すること。

(4) 提出期限

令和6年4月12日（金）午後4時まで

※受付時間は、提出期限までの市の執務時間内（土・日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日以外の日の午前8時30分から午後5時15分まで）とする。

※郵送等の場合は提出期限までに到着したものに限り受理する。

(5) 提出先

高松市議会事務局 総務調査課 担当（久米・四宮）

〒760-8571 高松市番町1丁目8番15号

TEL 087-839-2808 FAX 087-839-2816

8 評価の項目と観点

レイアウト・イラスト・レタリング案の審査における評価項目及び観点は以下のとおりとする。

項目	観点
全体の構成 (30点)	・市民の市議会への関心をさらに高め、親しみやすい広報紙となっているか。 ・表紙をはじめとした、紙面デザインにおける表現力や、紙面全体の統一感、デザイン案の新鮮さや斬新さがあるか。（表紙レタリング含む。） ・文章が読みやすい字体・レイアウトであるか。写真、イラストなどの配置・大きさは見やすいか。編集にあたって、ユニバーサルデザインに配慮しているか。
イラストの表現力 (10点)	・一般質問のイラストは、質問・答弁内容を表現した、親しみやすいものになっているか。 ・表紙のイラストは、高松市の特色、季節感等を表現した、親しみやすいものになっているか。
業務実績 (5点)	・過去に同様の委託事業を実施するなど、実績が本業務の受託者として十分であるか。
委託金額 (5点)	・費用対効果の観点から適正な見積額となっているか。 (提案上限額の範囲内で最大限の効果をえられる内容となっているか。)

9 事業者の選定及び結果の通知

(1) 令和6年度「たかまつ市議会レポート」レイアウト・イラスト・レタリング制作委託業務選定基準に基づき、選考者5名で審査、1人あたり50点満点で採点をする。なお、審査は非公開とする。

(2) 各選考者の採点した合計を総合点とし、総合点が最も高い事業者を提案評価1位通過者として選定する。ただし、当該合計を評価した選考者の人数で除した平均点が6割に満たない場合は採用し

ない。また、応募事業者が1事業者であった場合も、当該合計を評価した選考者の人数で除した平均点が6割に満たない場合は採用しない。

- (3) 選定後、審査結果をすべての企画提案者に文書で通知するものとし、審査結果に関する問い合わせ、異議申し立ては一切受け付けないこととする。

なお、審査の結果、提案評価1位通過者として選定された事業者であっても、契約手続きが完了するまでは、契約関係は生じない。

- (4) 提案評価1位通過者が、免税事業者である場合は、委託者が指定する提出期限までに、「免税事業者届出書」(様式7)を提出しなければならない。期限までに免税事業者届出書の提出がない場合は、委託者は当該提案評価1位通過者を課税事業者として取り扱うものとする。

10 契約の締結等

- (1) 上記8、9により選定した者を契約の相手方として、契約締結の交渉を行う。
- (2) 契約内容は、仕様書及びレイアウト案等に基づいて改めて協議を行い、最終的な業務内容をまとめた仕様書に変更した上で、契約を締結する。
- (3) 契約方法
随意契約
- (4) 契約保証金
不要
- (5) 委託料の支払条件
完了払いとし、本業務の完了検査後、正当な請求に基づき支払うものとする。
- (6) 提案評価1位通過者に選定された事業者との契約締結交渉の結果、合意に至らなかった場合、見積額が上記7(1)⑤アの提案上限額を超える場合又は前記4の要件を満たさなくなったとき、若しくは不正と認められる行為をしたことが判明した場合は、提案評価2位に選定された事業者から順に繰り上げて特定の相手方とし、契約締結に関する交渉を行う。

11 その他留意事項

- (1) 提出書類等に虚偽の記載があった場合には、参加の資格を無効とする。
- (2) 提出された書類は返却しないものとする。また、選定したレイアウト・イラスト・レタリング案を除き、書類は提出者に無断で使用しない。
- (3) 委託業者の決定後、高松市公式ホームページ「もっと高松」内の市議会事務局ホームページ上において、契約者の事業者名を公開する。なお、非契約者に関する情報は公開しない。
- (4) 仕様書については、内容を逸脱しない範囲で、事業実施までに、特定されたレイアウト案等に応じた仕様書へと変更することがある。
- (5) 本プロポーザルは、令和6年度「たかまつ市議会レポート」レイアウト・イラスト・レタリング制作委託業務の契約に先立つ準備行為として行うものであり、令和6年度予算が市議会において可決されることを前提(停止条件)とするものである。

12 プロポーザルの中止等

委託者がやむを得ない理由等により提案公募を実施することができないと認めるときは、プロポーザルの実施を中止又は取り消すことがある。その場合において、企画提案への参加者が損害を受けることがあっても、委託者はその責を負わない。

13 労働関係法規の遵守及び適正な労働条件の確保

労働関係法規の遵守及び適正な労働条件の確保に関しては、次によること（法定事項である。）。

- (1) 所定労働時間については、労働基準法に基づき、工事の施工や業務の実施に当たっては、就労の実態を踏まえ、完全週休2日制の導入や1日の労働時間を縮減する等、法定労働時間の週40時間（特例措置の適用を受ける事業にあつては、週44時間）を遵守すること。また、時間外、休日及び深夜（午後10時から翌日の午前5時まで）に、労働させた場合においては、同法に定める率の割増賃金を支払うこと。
- (2) 雇入れの日から起算して6か月間継続勤務し、全労働日の8割以上出勤した労働者に対して、最低10日の年次有給休暇を付与すること。いわゆるパートタイム労働者についても、所定労働日数に応じて年次有給休暇を付与すること。
- (3) 労働者の雇入れに当たっては、賃金、労働時間その他の労働条件を明示した書面を交付すること。
- (4) 賃金は毎月1回以上、一定の期日にその全額を直接、労働者に支払うこと。支払の遅延等の事態が起らないよう十分配慮すること。賃金については、最低賃金法の定めるところにより最低賃金額以上の額を支払うこと。
- (5) 労働保険はもとより、労働者の福祉の増進のため健康保険及び厚生年金保険は法令に従い加入すること。なお、健康保険及び厚生年金保険の適用を受けない労働者に対しても、国民健康保険及び国民年金に加入するよう指導すること。
- (6) (1)から(5)までに定めるもののほか、労働基準法、労働安全衛生法ほか労働関係法規を遵守すること。

14 不当要求行為の排除対策

本市では、受託者（市との契約の相手方）が暴力団等から不当要求行為を受けた場合や当該不当要求行為による被害を受けた場合の、市への報告と所轄警察署への届出等を契約書において受託者の遵守事項として定め、市が発注する物品の買入れ等（物品の買入れ、借入れ及び製造、役務の提供その他の行為をいう。）からの暴力団等の排除対策の強化を進めている。

※ 契約監理課ホームページ

https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/jigyosha/nyusatsu/keiyaku_kanri/index.html

15 周知事項

- (1) 売買、貸借、請負その他の契約を市との間で締結し、当該契約に係る業務、事務等の履行中において、法令等に違反する事実が生じ、又は生じるおそれがあると思われるときは、市の内部公益通報制度により通報することができる（同制度における通報方法：電子メール又は書面を高松市公正職務審査会に提出（原則として提出者の氏名を明らかにする必要がある。）

⇒ メールアドレス：naibu.tuho.shinsakai@dune.ocn.ne.jp

書面提出の場合の宛先：総務局コンプライアンス推進課内高松市公正職務審査会)。

※市の内部公益通報制度について定めた「高松市職員の倫理及び公正な職務の執行の確保に関する条例」と同条例の施行規則（いずれも総務局コンプライアンス推進課所管）は、契約監理課ホームページに掲載している。

<http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kojinjoho/kohyo.html>

(2) 高松市指名停止等措置要綱の別表の措置要件第 26 号にある「業務に関し不正又は不誠実な行為」について、これに該当する行為を例示する告示を公表している。

契約監理課ホームページ

https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/jigyosha/nyusatsu/keiyaku_kanri/shimeiteishi/index.files/18588_L57_20130129simeiteisi_unnyoukjyun.pdf

公募要領関係資料

No.	資料名
1	令和 6 年度「たかまつ市議会レポート」レイアウト・イラスト・レタリング制作委託業務提案公募要領
2	令和 6 年度「たかまつ市議会レポート」レイアウト・イラスト・レタリング制作委託業務仕様書
3	参加表明書等様式 1 ～ 7
4	令和 6 年度「たかまつ市議会レポート」レイアウト・イラスト・レタリング制作委託業務選定基準
5	「たかまつ市議会レポート」令和 5 年 9 月定例会秋号